

合對抗策ヲ講ジツ、アルガ次詔ノ通り要水拒絶セ
ラル、又別紙歩明書ヲ関係従業員ニ頒布セリ 日
下全本部ニ応接復榎立中ノ又ノ次詔ノ如シ

日本労働組合同盟

北千住第三支部 北千住第四支部

全 第五支部 橋場支部

本部 第一支部 本部第二支部

全 第三支部 全 第五支部

寺島復讐工支部

二工場主側ノ態度

工場主ハ前記職工側ノ要求水ニ対シ絶對拒絶ニ決

シ全林五日夜自ラ仮守議因本部ニ至リ

深川支部
堀王根川口支部
第14分會
第15分會
第16分會
第17分會
第18分會

一工場ハ既ニ閉鎖セルニ付御要求ノ一切ハ回答可
致心要無之候

二既ニ通告セシ通り解雇手当トシテ日給十四日分

ト本月廿二日全林一日迄日給ノ五分ヲ加算支給

可致候

ト記載セル回答書ヲ交付拒絶セリ

三将来ノ予測

事業主ニ対スル東京市ノ補償ノ程度ニ依リテハ早急
解決ヲ見ルナラハ天然ラカシハ労働者側ハ無産団体
協議会深川支部等ノ応接ノ下ニ演説会ヲ開催シ或ハ
行高隊ヲ組織スル等相当紛糾スルモノト認メラル注

意中